

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則	教育総務室	1頁
訓 令	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	人材政策室	1頁

規 則

三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年十一月十八日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第十七号

三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会権限委任規則（昭和三十一年三重県教育委員会規則第十四号）の1部を次のように改正する。
第一条第十二号中「公益法人」を削る。

附 則

1の規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

訓 令

教委訓第13号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の表第14号から第15号までの項を次のように改める。

14	特例民法法人及び公益信託に関する事務	1 民法（平成18年法律第50号による改正前の民法をいう。次号から第7号までにおいて「法」という。）第38条第2項の規定による定款変更の認可							
		2 法第59条第3号の規定による報告書の受理							
		3 法第67条第2項の規定による命令							

4 法第67条第3項の規定による検査								
5 法第72条第2項の規定による残余財産の処分の許可								
6 法第77条の規定による届出の受理								
7 法第83条の規定による届出の受理								
8 県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例（平成20年三重県条例第27号附則第2項によりなお効力を有するとされる改正前の同条例をいう。次号から第21号までにおいて「条例」という。）第5条又は第6条の規定による報告書の受理								
9 条例第8条の規定による報告書の受理								
10 条例第9条の規定による報告書の受理								
11 条例第10条第1項の規定による報告書の受理								
12 条例第12条第4項の規定による助言等								
13 条例第13条第1項及び第2項の規定による事業計画書等の受理								
14 条例第13条第3項の規定による助言等								
15 条例第14条第1項の規定による事業報告書等の受理								
16 条例第14条第2項の規定による助言等								
17 条例第21条第1項の規定による報告書の受理								
18 条例第23条第1項の規定による指導								
19 条例第24条第1項から第3項までの規定による指導								

20 条例第25条の規定による助言等								
21 条例第26条第1項の規定による指導								
22 寄附行為の定めるところによる寄附行為の変更の認可								
23 定款又は寄附行為の定めるところによる基本財産の処分及び担保の提供の認可								
24 定款又は寄附行為の定めるところによる解散の認可								
25 信託法（次号から第53号までにおいて「法」という。）第46条第2項及び公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号。次号から第59号までにおいて「公益信託法」という。）第8条の規定による検査役の選任								
26 法第46条第5項及び公益信託法第8条の規定による検査役の報酬の決定								
27 法第47条第2項及び公益信託法第8条の規定による報告の受理								
28 法第47条第3項及び公益信託法第8条の規定による報告の要求								
29 法第47条第6項及び公益信託法第8条の規定による措置の命令								
30 法第57条第2項及び公益信託法第8条の規定による受託者の辞任の許可								
31 法第58条第4項及び公益信託法第8条の規定による受託者の解任								
32 法第58条第5項及び公益信託法第8条の規定による受託者の陳述の聴取								

33 法第62条第4項及び公益信託法第8条の規定による新受託者の選任								
34 法第63条第1項及び公益信託法第8条の規定による信託財産管理命令								
35 法第63条第3項（法第74条第3項において準用する場合を含む。）及び公益信託法第8条の規定による信託財産管理命令又は信託財産法人管理命令の変更又は取消し								
36 法第64条第1項（法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び公益信託法第8条の規定による信託財産管理者又は信託財産法人管理人の選任								
37 法第64条第3項（同条第4項及び法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び公益信託法第8条の規定による公告								
38 法第64条第5項（法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び公益信託法第8条の規定による信託財産管理命令又は信託財産法人管理命令の登記又は登録の囑託								
39 法第64条第6項（法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び公益信託法第8条の規定による信託財産管理命令又は信託財産法人管理命令の登記又は登録の抹消の囑託								
40 法第66条第2項（法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び公益信託法第8条の規定による信託財産管理者又は信託財産法人管理人の権限の許可								

41 法第66条第4項（法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び公益信託法第8条の規定による保存行為等の範囲を超える行為の許可								
42 法第70条（法第74条第6項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第57条第2項及び公益信託法第8条の規定による信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任の許可								
43 法第70条（法第74条第6項において準用する場合を含む。）において準用する法第58条第4項及び公益信託法第8条の規定による信託財産管理者又は信託財産法人管理人の解任								
44 法第71条第1項（法第74条第6項において準用する場合を含む。）及び公益信託法第8条の規定による信託財産者又は信託財産法人管理人の報酬等の決定								
45 法第74条第2項及び公益信託法第8条の規定による信託財産法人管理命令								
46 法第123条第4項又は第258条第6項及び公益信託法第8条の規定による信託管理人の選任								
47 法第127条第6項及び公益信託法第8条の規定による信託管理人の報酬の決定								
48 法第128条第2項において準用する法第57条第2項及び公益信託法第8条の規定による信託管理人の辞任の許可								

49 法第128条第2項において準用する法第58条第4項及び公益信託法第8条の規定による信託管理人の解任								
50 法第129条第1項において準用する法第62条第4項及び公益信託法第8条の規定による新信託管理人の選任								
51 法第165条第1項及び公益信託法第8条の規定による信託の終了の命令								
52 法第165条第2項及び公益信託法第8条の規定による受託者の陳述の聴取								
53 法第246条及び公益信託法第8条の規定による登記の囑託								
54 公益信託法第4条第1項の規定による検査及び必要な処分								
55 公益信託法第5条第1項の規定による信託の変更の命令								
56 公益信託法第6条の規定による信託の変更、信託の併合及び信託の分割の許可								
57 公益信託法第7条の規定による受託者の辞任の許可								
58 公益信託法第9条の規定による公益信託の継続								
59 公益信託法第12条の規定による過料の決定								
60 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（平成14年三重県条例第42号。次号から第68号までにおいて「条例」という。）第16条の規定による報告書の受理								

		61 条例第17条第1項及び第2項の規定による事業計画書等の受理							
		62 条例第17条第3項の規定による助言等							
		63 条例第18条第1項の規定による事業状況報告書等の受理							
		64 条例第18条第2項の規定による助言等							
		65 条例第39条第1項の規定による残余財産処分の認可							
		66 条例第39条第2項の規定による公益信託終了の報告書の受理							
		67 条例第39条第3項の規定による公益信託の清算終了の報告書の受理							
		68 条例第41条第1項の規定による閲覧又は写しの交付							
		69 三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則（平成14年三重県教育委員会規則第21号）第24条第1項の規定による変更の届出の受理							
15	公益法人に関する事務	1 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号。次号から第33号までにおいて「法」といい、次項第21号、第39号及び第43号において「公益認定法」という。）第4条の規定による公益認定							
		2 法第8条の規定による公益認定に関する許認可等行政機関等の意見聴取							
		3 法第10条の規定による公示（法第11条第4項及び第25条第4項の規定により準用する場合を含む。）							
		4 法第11条第1項の規定による変更の認定							

5 法第12条第1項の規定による申請書の変更後の行政庁への提出（法第25条第4項の規定により準用する場合を含む。）								
6 法第12条第2項の規定による事務の引継ぎ（法第25条第4項の規定により準用する場合を含む。）								
7 法第13条第1項の規定による変更の届出の受理								
8 法第13条第2項の規定による公示								
9 法第22条第1項の規定による提出書類の受理								
10 法第22条第2項及び第3項の規定による閲覧又は謄写								
11 法第24条第1項の規定による届出の受理								
12 法第24条第2項の規定による合併等の公示								
13 法第25条第2項の規定による合併による地位の承継の認可								
14 法第26条第1項の規定による解散の届出の受理								
15 法第26条第2項の規定による残余財産の引渡しの見込みの届出の受理								
16 法第26条第3項の規定による届出の受理								
17 法第26条第4項の規定による公示								
18 法第27条第1項の規定による報告の要求及び検査								
19 法第28条第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による措置の命令								
20 法第28条第2項の規定による公表								
21 法第28条第4項の規定による公示								

22	法第28条第5項の規定による許認可等行政機関等の意見聴取（法第29条第3項において準用する場合を含む。）								
23	法第29条第1項又は第2項の規定による認定の取消し								
24	法第29条第4項の規定による公示								
25	法第29条第6項の規定による変更の登記の囑託								
26	法第30条第4項の規定による通知								
27	法第31条の規定による行政庁に対する意見の提出								
28	法第51条において準用する法第43条の規定による合議制の機関への諮問								
29	法第52条において準用する法第44条第2項の規定による措置の報告								
30	法第53条第1項の規定による通知及び同条第2項において準用する法第45条の規定による送付等								
31	法第54条において準用する法第46条第3項の規定による勧告に基づいて採った措置の報告								
32	法第56条の規定による協力依頼								
33	法第66条の規定による過料の決定								
34	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第43条の規定による行政庁への通知								
35	規則第50条第1項の規定による公益目的取得財産残額の変動の報告書の受理及び同条第4項の規定による公益目的取得財産残額の増額又は減額								

15	法第105条の規定による旧主務官庁への通知								
16	法第106条第2項の規定による届出の受理（法第121条第1項において準用する場合を含む。）								
17	法第108条第1項の規定による公示								
18	法第108条第2項の規定による旧主務官庁からの事務の引継ぎ								
19	法第109条第1項の規定による認定の取消し（法第131条第2項において準用する場合を含む。）								
20	法第109条第2項の規定による旧主務官庁への通知（法第131条第3項において準用する場合を含む。）								
21	法第109条第3項の規定により準用する公益認定法第29条第4項の規定による公示								
22	法第109条第5項の規定による解散の登記の囑託（法第131条第5項において準用する場合を含む。）								
23	法第110条第2項の規定による解散の登記の囑託（法第121条第2項において準用する場合を含む。）								
24	法第120条第4項の規定による旧主務官庁の意見聴取								
25	法第120条第5項の規定による旧主務官庁への通知								
26	法第123条第2項の規定による監督の実施								
27	法第124条の規定による公益目的支出計画の実施の完了の確認								

28 法第125条第1項の規定による公益目的支出計画の変更の認可								
29 法第125条第3項の規定による届出の受理								
30 法第126条第1項及び第6項の規定による届出の受理								
31 法第127条第3項の規定による公益目的支出計画実施報告書の受理								
32 法第127条第4項の規定による閲覧又は謄写								
33 法第128条第1項の規定による報告及び検査								
34 法第129条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令								
35 法第130条の規定による残余財産の帰属の承認								
36 法第131条第1項の規定による認可の取消し								
37 法第132条第2項の規定による届出の受理								
38 法第138条第2項において準用する法第133条第2項、第3項（第3号を除く。）及び第4項の規定による合議制の機関への諮問								
39 法第139条において準用する公益認定法第44条第2項の規定による措置の報告								
40 法第140条において準用する法第135条第1項の規定による報告書の写しの送付								
41 法第140条において準用する法第135条第2項（第4号を除く。）の規定による措置を講じた旨の通知								

	42 法第141条において準用する法第136条第1項の規定による勧告の受理																		
	43 法第142条において準用する公益認定法第56条の規定による協力依頼																		
	44 法第148条から第152条までの規定による過料の決定																		

別表第2(2)の表第15号の項中「(臨時的任用職員を除く。)」を削り、

(3) 臨時的任用職員(単 純な労務に従事する職 員を除く。)に係るも の																			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

(3) 臨時的任用職員に係 るもの																			
(4) 非常勤職員に係るも の																			

に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社